

第2回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和6年8月9日（金）
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 2番 | 小野もと子 | 3番 | 石崎吉男 | 4番 | 廣瀬 栄 |
| 5番 | 山崎美栄子 | 6番 | 飯村伸一 | 7番 | 三輪 正 |
| 8番 | 高橋 浩 | 9番 | 萩原重信 | 10番 | 高野 済 |
| 11番 | 山口和明 | 12番 | 栗原 茂 | 13番 | 本 図 孝 |
| 14番 | 小松 與平 | | | | |
- 4 欠席委員 1番 水谷政利
- 5 事務局 理事兼事務局長 塩 畑 浩 行 課長補佐 大和田 誠
係 長 鈴木 直 行
- 6 審議議案
- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第3号 | 非農地証明願の意見の決定について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告第1号 | 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第2号 | 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 報告第4号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
- 7 会議の顛末

開 会 午後3時03分

議長）只今より、第2回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、2番小野もと子委員、3番石崎吉男委員の2名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、石崎委員、

廣瀬委員、高野委員、2班、山崎委員、高橋委員、本図委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番ないし2番は、議案第2号1番と関連する事項のため、第2号議案において、一括審議となります。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約305アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、柿を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約828アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4 番については、許可することに決定いたします。続いて、5 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。5 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5 番については、許可することに決定いたします。続いて、6 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。6 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6 番については、許可することに決定いたします。続いて、7 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 7 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 3 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、7 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約58アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、ブルーベリーを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約6アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 11 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 1 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、11 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号の 11 件の申請については、1 番ないし 2 番を除く、9 件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番については、議案第 1 号 1 番ないし 2 番と関連する事項のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 1 番、2 番及び議案第 2 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請人は、農業法人及び太陽発電事業を営む法人で、本申請地は、令和 3 年 8 月 10 日に営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用、パネルを農地の上部に設置するための区分地上権設定、パネル下で耕作を行うための使用貸借権設定の許可を得ており、今回は、それら許可を更新するために申請されたもので、先月保留

となった案件です。申請人に対し、営農計画どおりに適切に営農がされていないため、営農改善計画を提出するよう指導いたしました。今般、指導に従い、営農改善計画が提出されまして、今後は、営農改善計画に従い、最適な営農の改善を繰り返し、榊の育成及び栽培を行うよう努めて参るとのことです。引き続き営農状況を注視する必要があるものの、本件については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。議案第1号1番ないし2番及び議案第2号1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第1号1番ないし2番及び議案第2号1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、議案第1号1番ないし2番及び議案第2号1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在市内のアパートに居住されておりますが、将来的に手狭なため、実家の隣に自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、雨水浸透枳にて敷地内処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地に適し

た本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在借家暮らしをされておりますが、自身所有の住まいを持ちたく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、遊休農地を有効利用し、太陽光エネルギーを活用した環境保全活動に取り組みたく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を

終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農業を営んでおり、自宅敷地内にライスセンターを設置しておりますが、自宅敷地への進入路が狭く、大型車両の出入りに不便なため、進入路を拡幅したく、申請に及んだものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、本申請地の隣接地において、農地及び山林を一体農地として利用するため造成工事を行う予定ですが、造成予定地に接する道路は農道で狭く、工事車両の出入りに不便であり、また、資材等を置く場所もないため、一時転用で申請されたものです。転用期間は、2年です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号 1 番ないし 2 番の 2 件及び議案第 2 号の 1 1 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 3 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 3 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、以前は畜舎、現在は物置として利用され、20 年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 3 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 3 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、28 年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、3 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 3 件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 2 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 10 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 6 年 8 月 9 日

議事録署名人

議 長

2 番

3 番